

鳥取県告示第580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
平田 成正	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	ひらた内科クリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	訪問看護	平成21年8月3日
〃	〃	〃	〃	通所リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	〃	訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指導	〃
医療法人アスピオス	鳥取市吉方温泉一丁目653	小規模多機能型居宅介護事業所わかさ	鳥取市立川町六丁目201-21	小規模多機能型居宅介護	平成21年9月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
平田 成正	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	ひらた内科クリニック	東伯郡湯梨浜町大字田後222-1	介護予防訪問看護	平成21年8月3日
〃	〃	〃	〃	介護予防通所リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	〃	介護予防訪問リハビリテーション	〃
〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃